

# 八潮市学童保育の運営に関する規則(案)の概要

## 1 規則制定の背景

本市では、放課後児童健全育成事業（学童保育所）を、公設公営、公設民営（指定管理制度）、民設民営の形態により実施していますが、待機児童の解消を目的として令和8年度から、公設民営（業務委託）方式による学童保育所を新たに3か所開設する予定です。

これに伴い、公設民営（業務委託）方式による学童保育所の実施時間、利用定員、保育料の徴収及び減免等について定める必要があることから、「八潮市学童保育の運営に関する規則」（以下「規則」という。）を制定しようとするものです。

## 2 規則(案)の要旨

規則で定める主な事項については、次のとおりです。

(1) 放課後児童健全育成事業の運営の委託等

適切な放課後児童健全育成事業の運営を実施することができる認められる法人その他の団体に、別表に定める放課後児童健全育成事業の運営を委託することができる。

(2) 児童の要件及び事業を実施しない日

設置管理条例第3条及び第4条の規定の例による。

(3) 事業の実施時間

①月曜日から金曜日(第3号に規定する期間を除く。)

授業その他の小学校の活動の終了の時から午後6時30分まで

②土曜日

午前8時から午後6時30分まで

③八潮市立小、中学校管理規則(昭和32年教育委員会告示第9号)第3条第1項第3号から第8号までに規定する期間

午前8時から午後6時30分まで

(4) 事業の利用の承諾、承諾の取消し、保育料の徴収及び減免

放課後児童健全育成事業の運営を八潮市立学童保育所設置及び管理条例第6条、第7条、第9条及び第10条並びに八潮市立学童保育所設置及び管理条例施行規則第4条、第8条及び第9条の規定の例による。

(5) 運営を委託することができる学童保育所

放課後児童健全育成事業を実施する施設の名称	放課後児童健全育成事業を実施する場所	利用定員
八潮市立しおどめ学童保育所	八潮市大字南川崎 8 2 2 番地	30人
八潮市立おおそね学童保育所	八潮市大字塚 5 2 7 番地	30人
八潮市立なかがわ学童保育所	八潮市大字大瀬 1 5 1 6 番地	30人

### 3 施行期日(予定)

令和8年4月1日